

平成26年度流山市農業施策に関する建議

1 都市との調和のとれた農業振興について

- (1) 遊休農地の活用を視野に入れた市民農園及び体験農園の拡充を図りたい。
- (2) 市街化区域の農地保全のため、現在、生産緑地の指定を受けていない農地についても、農業者の意向により耕作を継続する場合には、生産緑地の追加指定を随時認めるよう考慮されたい。
また、指定解除の申し出があったとき、買取り希望価格の設定については、生産緑地法の趣旨に基づき適正な価格で取得できるよう配慮されたい。
- (3) 本市都市農業の向上、促進を図るため、農業生産法人等の農業参入振興策を引き続き推進されたい。

2 生産基盤の整備について

- (1) 近年、農機具などの大型化に伴い、農道の路肩が損傷している。農道は、農業生産に不可欠であることから、大型農機具に耐える農道の整備を推進されたい。
- (2) 遊休農地の解消並びに新たな発生を抑制し、耕作意欲のある新規就農者や認定農業者の育成確保を図るため、地域単位で「人・農地プラン」を作成されたい。更に、農用地有効活用事業奨励金を拡充するとともに、新たに創設予定の（仮称）農地中間管理機構の活用を積極的に推進されたい。
- (3) 農産物の生産と加工、販売の一体化や地域資源を活用した、新たな産業の創出を図るため、農産物の6次産業化を推進され、地域産業の活性化を図られたい。

3 生産流通体制の整備について

- (1) 農産物直売所「新鮮食味」では、安心・安全な農産物に加え、他品目の加工品販売を検討されたい。このため、直売所出荷組合員の増員についても支援を図られたい。

- (2) 農産物直売所を立地条件の良い場所に設置し、年間を通して開設できるような体制作りを支援されたい。
- (3) 農産物直売所の販路拡大のため、買物弱者への宅配サービス支援の検討や高齢者施設、福祉施設、病院などへの地元農産品の納入体制について積極的に要請されたい。
- (4) 常磐自動車道流山ICの立地条件を活用し、高速道と一般道利用者が相互に利用できるサービスエリア内に農産物直売所などの施設の設置を検討されたい。

4 市民とのふれあい農業の推進について

- (1) 市民に農業の大切さについて理解を深めてもらうため、自らが農作業に接することができる体験農園の拡充について推進を図られたい。
- (2) 子ども達に農業の大切さを知ってもらうため、市内小中学校の学校給食に流山産の米、野菜の積極的な導入を図られたい。
また、農作業の実地体験等を通じて食育の推進を図られたい。
- (3) 農業従事者の高齢化、後継者不足等による耕作放棄地の増加を解消するため、農業関係団体と更なる連携を図り、市民参加による農地の復興策を検討されたい。
- (4) アグリサポータの充実のため、シニア層の活用を検討されたい。

5 生産環境の改善について

- (1) 一級河川今上落川における雑草の繁茂は、農作業の妨げとなるため、適宜、継続的な草刈りを実施するよう強く千葉県に申し入れされたい。
- (2) 市民農園利用者による不適切な農薬の使用、残渣の後始末で專業農業者の作物に悪影響を及ぼすケースが見受けられることから、農園利用者への指導を徹底されたい。

6 地域共生農業の推進について

- (1) 市街地における農地は、緑地空間の保全及び災害時の避難場所確保の観点から必要であり、本市地域防災計画に位置付けし、保全されたい。
また、生産緑地として継続可能な支援策について拡充を図られたい。
- (2) 農業者は、近隣住民との調和を図りながら都市農業の継続に努めているが、農作業に係る農薬の散布や農機具等から発生する騒音、また、特に病虫害防除の一環としての稲わら焼却処理などに伴う苦情が近隣住民から今もなお多く寄せられている。
なかでも、農作物の枝葉等の焼却は、病虫害防除の一環として、営農上欠かすことのできないものであり、焼却禁止の例外に該当し、違法でないことを市民に理解してもらうための方策を早期検討され、農業上必要であることを広く市民に周知を図られたい。
- (3) 農業の大切さ、素晴らしさについて、市民と農業者の相互理解を一層深められるよう、農業に関する講習会の開催や広報紙等への掲載による啓発活動を推進されたい。

7 新川耕地活性化の促進について

- (1) 雨水や生活排水が農地に流入することから耕作に甚大な影響を与えている。このため、新川承水路及び今上落川の浚渫、護岸の整備を早急に実施されたい。
- (2) 新川耕地の交通量が年々増加し、農耕車の通行に支障をきたしていることから、県道松戸野田線中間地点に手押し式信号機の設置について検討されたい。また、農道への一般車両の乗り入れ規制の強化及び農繁期中の看板等を増設し、農業者の交通安全確保のための対策を図られたい。
- (3) 県道松戸野田線の側道が、雨のたびに冠水し、農作業に支障をきたしていることから、早期に対策を図られたい。
- (4) 遊休農地解消対策として、早期に「人・農地プラン」を作成し、新規就農者、認定農業者、農業生産法人等の生産基盤として活用できる農地の集積化について検討されたい。

- (5) 県道松戸野田線の路側帯に雑草等が繁茂し、見通しが悪いことから農耕車の横断が危険である。このことから、農繁期の時期に合わせ、草刈りを実施するよう千葉県に要望されたい。

8 その他

(1) 放射能対策について

ア 市内農業者は、農地への放射性物質の飛散による風評被害から、農作物の農業収入の減少や今後の経営存続に今も不安を抱いている。

このため、農業者が安定した生産活動ができ、農産物出荷等に混乱が生じないように、放射性物質検査体制の維持を図るとともに、今後も安心安全な農産物の情報提供を迅速に発信されたい。

イ 流山市クリーンセンターの放射性物質を含む焼却灰については、早期に撤去処理を行い、流山市クリーンセンター周辺地域の農作物に対する不安解消のための定期的な放射性物質検査を継続して実施されたい。

(2) 担い手の育成と地域営農組織への支援

ア 将来にわたって、本市農業を支えていく担い手を確保するため、地域単位で「人・農地プラン」を作成し、農業後継者・新規就農者の育成対策を一層強化するとともに、地域農業の担い手となりうる営農組織等への支援強化策を講じられたい。

イ 農業従事者の地位向上・技術向上を図るため、農業関係機関及び関係団体と協力をし、講演会、研修会等を積極的に開催されたい。

ウ 意欲ある農業経営者や本市農業の担い手として期待される新規就農者等を対象に、積極的な農業支援対策を講じられたい。

(3) その他

ア 農機具等による事故防止のため、農業関係機関及び関係団体の協力を得て、安全対策マニュアルを作成されたい。

イ 女性農業者を地域の担い手として育成するための講演会、研修会等を積極的に開催されたい。